

○会議録

1 開会（事務局進行）

（事務局：阿部）

ただいまから、第2回第3期清水町障がい者基本計画及び第7期清水町障がい福祉計画並びに第3期清水町障がい児福祉計画策定委員会を開会いたします。

本日は出席委員5名、欠席委員は鈴木委員、高田委員、佐々木委員、安慶田委員の4名となっております。

それでは議事を進めます。次第の2、委員長挨拶、會田委員長をお願いします。

2 委員長挨拶

【會田委員長 挨拶】

（會田委員長）

皆さん、こんばんは。

本日は、お忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。今回は第2回の策定委員会となります。

よろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。事務局よりお願いします。

3 議事

【事務局より 意識調査の実施結果、素案について説明】

（事務局：阿部）

【（1）意識調査の結果について説明】

追加資料について説明があります。お手元にA3の縦の資料が3種類あるかと思えます。内容は、前回と同じ質問に対する回答内容を抜粋し、令和2年度に実施した意識調査の回答と、今回の回答を比較できる形で、作成しています。これからの説明の参考資料として見ていただければと思います。

（事務局：阿部）

障がいのある人を対象として、現在の生活状況や今後の生活、障害福祉サービス等の利用意向や改善点等についておたずねし、計画策定のための基礎資料とすることを目的として意識調査を実施しました。

また、障がい福祉に関する意識等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるために各町内会長・自治会長・農事組合長や民生委員・児童委員、教育関係者の皆さまにも意識調査を実施しています。

実施期間は、令和5年12月15日（金）～1月15日（月）でした。

意識調査は全部で3種類あり、

- ① 障がいのある人（当事者）
- ② 地域で障がいのある人と関わりのある人（関係者）
- ③ 児童とその家族

になります。結果については、1月18日（木）受付分までを、まとめています。

順番に説明をさせていただきます。

- ① 障がいのある人（当事者）になります。

対象は、18歳から64歳の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者、自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者、障害福祉サービスの利用者の方へご協力いただきました。

送付対象227名に対して、回答者は64名となっており、28.2%の回答率でした。

前回（令和2年実施）の意識調査は、対象者232名 回答者 112名 回答率50.0%であり、回答者は減少しています。

結果については、事前に送付しています【資料 第7期 障がい福祉についての意識調査】になります。

「問20 障害者差別解消法の認知度」については、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が29.7%、「名前も内容も知らない」64.1%となっています。全体の90%以上が内容を知らないということになります。前回調査でも、内容を知らない割合は多数を占めています。

この差別解消法に限らず、障がいの理解という点では「知る機会がない」ことが課題となっています。

- ② 地域で、障がいのある方と関わりのある方（関係者）

対象は、各町内会長・自治会長・農事組合長や民生委員・児童委員、教育関係者（CS委員、CSコーディネーター）の方へご協力いただきました。

送付対象192名に対して、回答者は103名 回答率は53.6%となっています。

前回（令和2年実施）の意識調査は、対象者192名 回答者117名 回答率60.9%であり、回答者は減少しています。

結果については【資料 第7期 障がい福祉についての意識調査（関係者）】になります。

先ほどの障害のある人への意識調査と同様に、「問16 障害者差別解消法の認知度」の低さが見られます。

「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が33.0%、「名前も内容も知らない」49.5%となっており、全体の80%以上が内容を知らないということになります。前回調査でも、内容を知らない割合は多数を占めています。

関係者の回答においても、この差別解消法に限らず、障がいの理解という点では「知る機会がない」ことが課題となっています。

（事務局：寺岡）

③ 児童とその家族

対象は、福祉サービスを利用している、または障害者手帳を所持している児童になります。

送付対象43名に対して、回答者は32名となっており、74.4%の回答率でした。

前回（令和2年実施）の意識調査は、対象者75名 回答者32名 回答率42.7%であり、回答者は減少しています。

結果については【資料 福祉サービス利用者アンケート調査（児童）集計結果】になります。

児童のサービスについては、前回調査時はサービス提供事業所がきずな園しかない状況でしたが、今では障害児へのサービス提供事業所の数も増えています。町外にも特色ある事業所があり、目的に合わせて利用を考える保護者もいます。

問9をご覧いただきたいのですが、調査からも、「町外のサービスを利用する」、「利用をしたい」という児童、その保護者の割合が増えてきていることがわかります。

問13の自由回答では「体を動かすところがあるといい」「学校以外で他の子と関われる所があると嬉しい」という意見もありました。このような意見もあり、現在きずな園では年4回ですが、試行的にクラブ活動を始めています。

内容や、頻度など検討が必要なこともあります。徐々に形になっていけるよう取り組みを進めます。

（事務局：阿部）

3つの意識調査の回答からは、

- ① 障害者差別解消法の認知度の低さに代表される、障がいの理解促進の必要性、

②町に必要なのは、乳幼児期から高齢期まで、支援がつながる体制づくり、
③町外のサービス利用など、「保護者の利用目的の多様化」も見られるようになって
いる障がい児支援の状況、
についてわかると思います。

意識調査の結果については、計画の素案にも反映させています。

(會田委員長)

事務局の方から意識調査の結果について説明がございましたが、委員の皆さまからご
意見ご質問ございませんでしょうか。

《質疑なし》

(會田委員長)

それでは、議事を進めます。議事(2)について、事務局よりお願いします。

(事務局：阿部)

【(2)第3期清水町障がい者基本計画及び第7期清水町障がい福祉計画並びに第3
期清水町障がい児福祉計画の素案について説明】 資料3 参照

素案については、事前に送付しています【資料 清水町障がい者基本計画・第7期清
水町障がい福祉計画・第3期清水町障がい児福祉計画(素案)】になります。

計画を定めるにあたって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施
を確保するための基本的な指針(令和5年厚生労働省告示)」により、国の基本方針が
示されています。

国の基本方針には、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(以下 本計画)
を策定するにあたっての成果目標と活動指標も定められています。

町民の皆さまにも、ご協力いただいた意識調査の内容も参考として、本計画の素案を
作成しました。

この計画は、全部で7章の構成となっています。

第1章は「計画策定の趣旨」として、本計画をどうして策定するのか、また策定の指
針である国の基本方針により「今回の計画に盛り込んでほしい事項」についても記載し
ています。

第2章は「計画の位置づけ・期間」になります。

本計画が、「障害者総合支援法と児童福祉法のどの部分に基づいているものなのか」、「他の計画とはどのように関連しているのか」等について記載しています。

期間についても、本計画が令和6年度から令和8年度までの3年間の計画であり、他の計画とともに中長期に取り組むものであることを示しています。

また、本計画の策定にあたり、「どのような体制で策定をしたのか」「当事者や関係者からの意見を求めたのか」等についても記載しています。

第3章は「本町の障がいのある人の状況」になります。

障害者手帳の所持者の推移について記載しています。自立支援医療（精神通院）受給者証は所持しているが、精神障害者保健福祉手帳は所持していない人がいることから、精神障がいのある人については、「精神障害者保健福祉手帳」、「自立支援医療（精神通院）受給者証」の所持者数を記載しました。

障害福祉サービスの利用についての関連項目として、障害支援区分認定者の状況を記載しています。

障害支援区分については、障害支援区分を必要としない障害福祉サービスを利用していてもいることから、「区分必要なし」の人についても記載しています。

さらに「その他の状況」として保健福祉課福祉係での相談件数を記載しています。これは、福祉係が対応した（している）相談内容になります。

一般的に相談支援には「障害福祉サービスの利用を前提としている相談」と「障害福祉サービスの利用は考えていない、一般的な相談」に分かれています。自治体によっては、この相談支援業務を分けている町村もあるのですが、本町ではどちらも保健福祉課福祉係で担っています。

特定医療費（指定難病）受給者の状況については、町では把握できていないため、帯広保健所よりデータ提供を受けています。

第4章は「計画の基本理念」になります。

本計画で対象となる方について記載し、清水町総合計画に掲げられている「まちの将来像」の実現に向けて、本計画の基本理念について明記しています。

基本理念は「お互いに支えあい、自分らしく暮らし続けることができる、共に生きるまちづくり」としています。

第5章は「障がい者基本計画」になります。

障がい福祉計画と、障がい児福祉計画の土台となる計画であり、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画になります。

本町の障がい者施策に関する基本的な事項を定める、中長期の計画（基本計画的なもの）であり、国の基本方針に合わせて、新たに策定しています。

基本理念に基づき、意識調査の内容も反映しながら、3つの基本目標と、10項目の具体的施策を掲げました。

第6章は「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」になります。

国の基本指針で、目標値を定めるように方針が出されていることから 令和6年度から令和8年度までの3年間における目標値を設定しています。

「1 基本指針に基づく成果目標」は、国の基本指針に沿って、目標値を設定していますが、町の現状を考えながら設定しています。

32ページは（1）福祉施設入所者の地域生活への移行ですが、国は施設入所から地域生活（グループホーム、一般住宅等）への移行を目指しています。

町にも障がい者支援施設があり、施設入所支援のサービスを提供しています。指針に沿って地域生活への移行に取り組むとされていますが、利用者の高齢化などの町における現状も考える必要があります。地域移行を前提とした内容ではなく、本人や家族の意向、地域の社会資源の状況も考えながら取り組みます。

36ページの（5）障がい児支援の提供体制の整備等 にある①児童発達支援センターの設置や、②保育所等訪問支援事業の利用のように、目標としてはすでに達成されている項目もありますが、取組の継続として記載しているものもあります。

「2 障がい福祉サービスの目標値設定」、「3 地域生活支援事業の目標値設定」、「4 児童福祉法に基づくサービス」についても、それぞれ目標値を設定しています。

あくまで見込量となっており、それぞれのサービスの必要な量を設定しています。今まで利用実績がないサービスについては、見込量はなしとしています。あくまで現在の状況に沿っているものです。

「5 町単独事業の目標値設定」は、現在町独自で実施している事業について、目標値を設定しています。

第7章は「計画の推進」になります。計画の策定体制と、策定後の進行管理について記載しています。

資料編として、策定委員会の名簿、設置要綱、意識調査の結果を付ける予定です。

(會田委員長)

事務局の方から計画の素案について説明がございましたが、委員の皆さまからご意見質問ございませんでしょうか。

《質疑なし》

(會田委員長)

他にご意見質問ございませんか。ないようでしたら、事務局から今後の予定について、連絡等がありますか。

(事務局)

この後ですが、素案についてはパブリックコメントを実施し、町民の皆さまからの意見を募集します。意見募集期間は、2月15日(木)から3月6日(水)までの予定です。

(會田委員長)

ご質問・ご意見のある方は、発言していただきたいと思います。

《質疑なし》

4 閉会(委員長進行)

(會田委員長)

今後の日程について事務局の方から今説明がりましたが、それについて皆さんの方からご意見ありますか。他になければ本日の策定委員会を閉会します。委員の皆さま本日はありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

(事務局)

最後に事務局より連絡があります。

委員の皆さまに少額ではございますが報償の支払いがございます。報償費につきましては、指定していただいた口座への振込となりますので、よろしくお願いいたします。